明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六条　原子力発電施設等（原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。以下この条において「対象原子力発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、対象原子力発電施設等ごとに次のイの算式により算定した金額に口の算式により算定した値を乗じて得た金額に七を乗じて得た金額とする。

イ　a×b

a　は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額

b　は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

ロ　$\dfrac{\text{当該原子力発電施設のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該原子力発電施設の予定建設費}}$

2　対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、当該対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

3　一の対象原子力発電施設等に係る前二項の交付金は、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該対象原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

4　主務大臣は、対象原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該対象原子力発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

6　市町村合併により、対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の当該対象原子力発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村の区域とみなして前項までの規定を適用する。

第七条　整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設（沖縄県以外の区域のものにあっては、整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれるものに限る。）及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　当該市町村の区域において一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合　イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等単位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ　a×b

a　は、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額。

b　は、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ　当該地熱発電施設等の予定建設費$\times\dfrac{1.4}{100}\times\dfrac{1}{4}$

ハ　$\dfrac{\text{当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該地熱発電施設等の予定建設費}}$

ニ　$\{(2.2\times\alpha-\beta)(1+\gamma)^{n}\times\dfrac{4}{3}+A\times\dfrac{1.4}{100}\}\times\dfrac{1}{4}$

α　は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した基準財政需要額

β　は、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額

γ　は、地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均伸び率

n　は、地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七

A　は、当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）

二　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合　次のイからハまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額

イ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。）　前号に定める金額

ロ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。）　次の算式により算定した金額

$(B-C)\times t_1+D\times t_2$

B　は、一号機に係る出力等単位金額と二号機に係る出力等単位金額の合計額又は二号機について前号ニの算式により算定した金額（当該金額が一号機について前号ニの算式により算定した金額より小さいときは、一号機に係る当該金額）のいずれか低い金額

C　は、一号機の単位金額

t_1　は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数

D　は、二号機の単位金額

t_2　は、二号機に係る別表第四の下欄に掲げる数からt_1を減じた数

ハ　三番目以降に設置の工事が開始されるもの　ロの算定方法に準じて算定した金額

2　前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該地点が一の市町村の区域に属する場合　五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、四千万円）